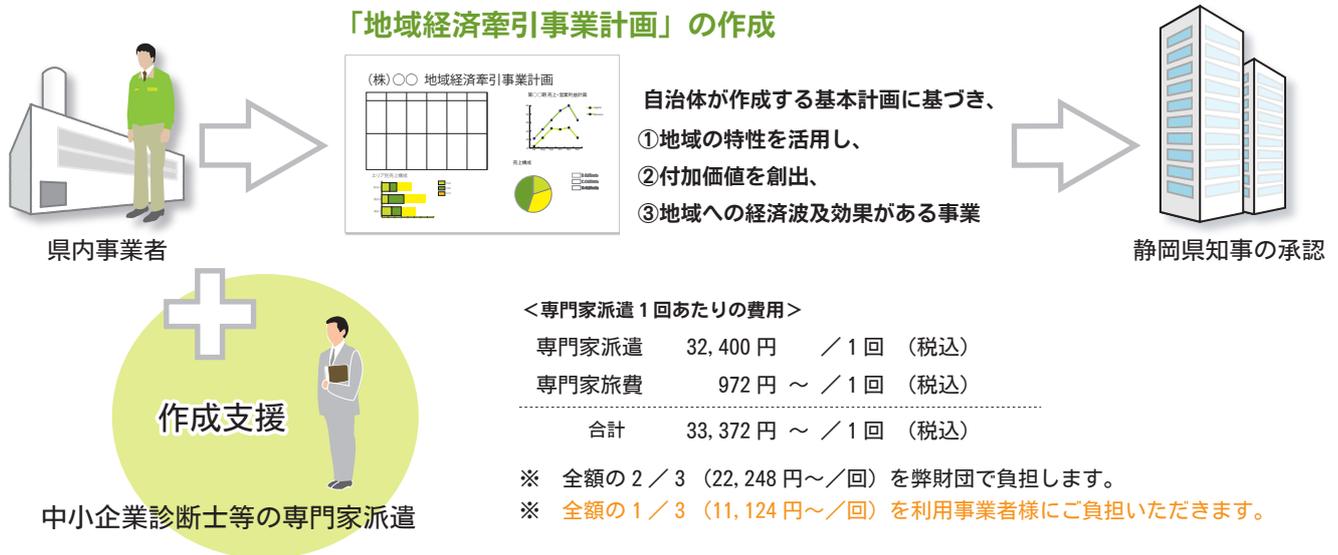


地域未来投資促進法に係る

地域経済牽引事業計画

の作成を支援します

静岡県産業振興財団では、地域未来投資促進法に係る「地域経済牽引事業計画」の作成をご検討されている企業の方々に、専門家を活用した事業計画の作成支援（一部負担あり）を行います。



○ 地域経済牽引事業計画を承認された場合のメリット ○

減税

税額控除や特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税等の負担を軽減します。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・美品	40%	4%
建物・付属設備・構築物	20%	2%

規制緩和

農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置があります。工場立地法に基づく環境施設面積率、直値面積率の緩和などもあります。

アドバイス・助言

海外市場にも強い専門家（グローバル・コーディネーター）等が、成長分野に進出に係る事業化戦略や販路開拓のアドバイスをいたします。

その他

特許料（中小企業者の場合）、地域団体商標の登録料等の減免ができます。固定資産税等の減免や地方創生推進交付金を活用した支援制度の創設などを実施する自治体を国が支援します。

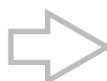
地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法のねらい

- ・近年、地域経済の事業環境変化に伴い、産業・雇用の担い手は多様化しています。
- ・観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつあります。

<新たな成長分野の例>

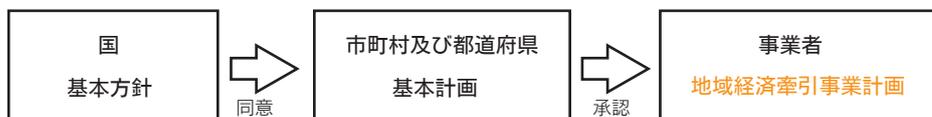
- ①成長ものづくり分野（医療機器、航空機部品、新素材等）
- ②農林水産、地域商社
- ③第4次産業革命（IoT、AI、ビッグデータ活用）
- ④観光・スポーツ・文化・まちづくり関連
- ⑤環境・エネルギー分野
- ⑥ヘルスケア・教育サービス 等



こうした取組（「地域未来投資」）が全国津々浦々で活発になり、地域経済における稼ぐ力の好循環が実現されるよう、政策資源を集中投入していきます。

地域未来投資促進法のポイント

- ・地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援します。
- ・製造業のみならずサービス業等の非製造業を含む、幅広い事業を対象とした支援措置を講じます。
- ・当面、3年間で2,000社程度の支援を目指します。
- ・市町村及び都道府県が基本計画を作成し、国が同意します。



市町村及び都道府県の基本計画については、各自治体 Web ページにてご確認ください。

静岡県基本計画（全域計画）	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-030e/documents/kihonkeikaku01.pdf
静岡市基本計画	http://www.city.shizuoka.jp/805_000001_00027.html
浜松市基本計画	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/yuchi/chiikimirai/chiikimirai001.html

地域経済牽引事業計画については、静岡県の Web ページにてご確認ください。

現在の承認状況、提出書類に関する様式等のダウンロード <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-030e/chiikimirai.html>

お問い合わせ・お申込みはこちら

公益財団法人
静岡県産業振興財団
革新企業支援チーム
054-273-4434
joho@ric-shizuoka.or.jp

静岡県
経済産業部
産業革新局 産業政策課
054-221-2605
sangyo-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp